



資格適用の適正化にご理解ご協力を
各種異動の手続きをお忘れなく

当組合の資格取得、資格喪失、住所氏名変更等の諸手続きは、事業主を通して速やかに届出をされるようお願いしております。

当組合は皆様から徴収しております保険料および国、県等からの補助金を主な財源として運営されており、資格の適用を適正に行うことは、適正な保険料の賦課・徴収、国や県からの補助金の適正受領を行ううえで重要な意味あいを持っています。

はじめ事務処理が可能となりますので、手続きをお忘れのないよう、ご協力をお願いいたします。

手続きには下記のとおり届出用紙等が必要となりますので、各種届出用紙は組合に電話でご請求ください。なお、一部用紙は組合ホームページからダウンロードが出来ます

適用を適正に行うことは、適正な保険料の賦課・徴収、国や県からの補助金の適正受領を行ううえで重要な意味あいを持っています。

資格の事務は届出があつて

国民健康保険組合事務局
電話045-641-5418

受付時間 月曜～金曜
(祝祭日を除く)

9時30分～17時30分

～特定健康診査受診券を発送します～

今年度も40歳から75歳未満の方々を対象に特定健康診査・特定保健指導を実施します。

対象の方々のご自宅に「『特定健康診査』受診のご案内」と「受診券」を平成24年6月初旬頃に送付いたします。

この健診、保健指導は5年を一期として実施しており、実施計画に基づき、第一期最終年度ある平成24年度は、特定健康診査70%、特定保健指導45%の実施率を目標としております。

健診の実施については、お住まい近くの医療機関で受診できます。

また、当国保組合の人間ドック等契約施設では、特定健康診査の項目を含んで「人間ドック」や「健康診断」を受診することができ、さらにオプション検査であるがん検診についても一部負担金なしで利用することが出来ます。

より多くの方に受診いただきますよう、契約施設を増やし、健康診断やがん検診の補助を拡大いたしましたので、ぜひご受診ください。

詳しくはこれからお送りする「『特定健康診査』受診のご案内」をご覧ください。

※健診結果から、生活習慣の改善が必要な方には個別に特定保健指導のご案内をいたします。

・資格取得のとき

従業員を加入させたいとき	従業員5人未満の個人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・療養付加金振込口座届
	従業員5人以上の個人事業所及び法人事業所	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・健保適用除外承認書の写し ・療養付加金振込口座届
家族を加入させたいとき	子供が生まれたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・出産育児一時金申請書(加入者が分娩した時)
	結婚したとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
	他の健康保険等をやめたとき	・資格取得届 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの) ・社会保険等離脱証明書又は退職証明書

※平成14年10月1日以降に70歳になられた方が加入される場合は所得額に応じて給付割合が異なりますので、所得を証明する書類が必要となります。

・資格喪失のとき

事業主の脱退、県歯科医師会を退会したとき	・資格喪失届(従業員分を含む) ・被保険者証(従業員分を含む)
従業員が退職したとき	・資格喪失届 ・被保険者証
死亡したとき	・資格喪失届 ・葬祭費支給申請書 ・被保険者証 ・死亡診断書又は埋火葬許可書の写し
他の健康保険等に加入したとき	・資格喪失届 ・新たに加入した被保険者証の写し ・被保険者証

・その他

住所や氏名を変更したとき	・住所氏名変更届 ・被保険者証 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
被保険者証を紛失したとき	・再交付申請書 ・住民票(世帯全員分で続柄が記載されているもの)
国民健康保険料の引落日口座を変更するとき	・預金口座振替依頼書
療養付加金の振り込み口座を変更するとき	・療養付加金振込口座届